（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員）

第百七十九条の四　法第百四十一条の四に規定する職員に準ずるものとして主務省令で定めるものは、常時勤務に服することを要する地方独立行政法人法第十二条に規定する役員及び職員引継等合併一般地方独立行政法人に使用され、職員引継等合併一般地方独立行政法人から給与を受ける者とし、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものを除き、かつ、第二号から第四号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であるものを除く。）を含むものとし、次項に掲げる者を含まないものとする。

［一～三　略］

四　前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、次のいずれにも該当するもの

［イ　略］

［削る］

ロ　学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生

ハ　その他の健康保険法第三条第一項第九号ロに規定する厚生労働省令で定める者でないこと

［2　略］

附　則

（令附則第四条第二項の規定による組合員の資格取得の申出）

第四十条　令附則第四条第二項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を特定組合（同条第一項に規定する特定組合をいう第二号及び次条において同じ。）に提出することによつて行うものとする。

一　申出に係る者の氏名、住所及び生年月日

二　その他特定組合が必要と認める情報

（特定減額特例対象組合員の資格喪失の申出）

第四十一条　令附則第四条第五項に規定する特定減額特例対象組合員の同項の規定による資格喪失の申出は、当該申出に係る組合員の氏名、住所及び生年月日を記載した申出書を特定組合に提出することによつて行うものとする。

（令附則第五条の規定により読み替えられた令附則第四条第一項に規定する主務省令で定める者）

第四十二条　令附則第五条の規定により読み替えられた令附則第四条第一項に規定する主務省令で定める者は、第百七十九条第一項第五号、第百七十九条の二第一項第四号、第百七十九条の三第一項第四号又は第百七十九条の四第一項第四号に掲げる者とする。

（令附則第五条の規定により読み替えられた令附則第四条第七項から第九項までに規定する主務省令で定める者）

第四十三条　令附則第五条の規定により読み替えられた令附則第四条第七項から第九項までに規定する主務省令で定める者は、第百七十九条第一項、第百七十九条の二第一項、第百七十九条の三第一項又は第百七十九条の四第一項の職員に準ずるものとして主務省令で定めるものとする。

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員）

第百七十九条の四　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ　同上］

ロ　報酬月額について、法第四十三条第八項及び令第二十二条の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること

ハ　学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生

ハ　その他の健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者でないこと

［2　同上］

附　則

［新設］

［新設］

［新設］